

八雲村学校給食センター施設整備事業
特定事業の選定について

平成13年4月20日

八 雲 村

「八雲村給食センター施設整備事業」(以下、本事業という)を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年 法律第百十七号。以下、法という)第六条の規定に基づき、特定事業として選定したので、法八条に基づき客観的な評価を行い、その結果を公表する。

平成13年4月20日

八雲村長 石倉徳章

1 評価の方法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針、並びに、八雲村学校給食センター施設整備事業実施方針に基づき、コスト算出による定量的評価、P F I事業として実施することの定性的評価、及び、総合評価を行うこととする。

2 定量的評価

定量的評価は、村が直接実施する場合の村の負担額と、P F Iで実施する場合の村の負担額を、それぞれ提供されるサービス水準が同一である場合について比較した。

(1)村が直接実施する場合の前提条件

村が直接実施する場合の村の負担額は、以下の前提条件の基に算出した。

ア 村の負担額は、解体費、設計費、建設費、設備費、更新修繕費、及び、維持管理費の合計額とした。

イ 設計費、及び、建設費は近隣事例等を参考に設定した。

ウ 更新修繕費は、施設、電気設備、給排水、空調、厨房機器について事業期間(30年間)の支出を想定した。

エ 維持管理費は、施設、電気、設備について、実績値をもとに想定した。

オ 借入金の返済に関する費用は、以下の条件で村が資金調達した場合を想定した。

一般財源

義務教債(償還期間20年、元利均等方式、金利2.00%、返済猶予2年)

$$\text{義務教債} = (\text{補助対象事業費} - \text{補助金}) \times 0.95$$

資金手当債（同上）

$$\text{資金手当債} = (\text{事業費} - \text{補助対象事業費}) \times 0.75$$

(2) P F I 事業として実施する場合の前提条件

P F I で実施する場合の村の負担額は、以下の前提条件の基に算出した。

- ア 村の負担額は、事業期間中に村が民間事業者を支払う総額とした。
- イ 設計費、及び、建設費は、設計施行の一括、並びに、民間事業者の創意工夫によって一定割合の費用縮減が可能であるものとして想定した。
- ウ 更新修繕費及び維持管理費は、民間事業者の創意工夫によって一定割合の費用縮減が可能であるものとして想定した。
- エ 設計、建設費の分割払いに関する費用は、以下の条件で算定した。
金利：4%とした。
期間：事業期間（30年間）にわたり、元利均等方式で支払う。

(3) 算出方法

村が直接実施した場合の村の負担額と P F I で実施した場合の村の負担額を事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。現在価値の換算に用いる割引率は、4%とした。

(4) 評価結果

(1)及び(2)の前提条件に基づき算出された、それぞれの村の負担額を、(3)の考え方にに基づき比較した結果、本事業を村が直接実施する場合に比べて P F I で実施する場合は、村の負担額が7.1%縮減されるものと期待される。

3 定性的評価

設計、施行及び維持管理を民間事業者が一括して請け負うことにより、効率的で機能的な施設、設備になることが期待できる。

4 総合評価

本事業を P F I で実施することにより、事業全体を通じて村の財政負担の軽減や定性的な効果が期待できる。

このため本事業を法第六条に基づく特定事業として選定する。